

10 施策推進の役割分担

JA：農業協同組合  
D：開発事業者

基本方針	個別目標	施策	主体◎ 関連○			
			市民	事業者	市	都
1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復	1 雑木林の保全	1 民有の雑木林の保全	○		◎	○
		2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望	○		◎	○
	2 湧水の保全と回復	3 地下水・湧水の研究の推進	○	○	◎	
		4 雨水浸透の推進	○	○	◎	
	3 既存拠点公園の整備と充実	5 都立六仙公園の整備	○		○	◎
		6 調整池・調節池の利用			◎	○
2 水と緑と生きものの回廊の形成	4 清流の保全	7 河川への雑排水の流出の抑制	◎	◎	◎	
		8 河川流量の確保			◎	○
	5 水辺の自然環境保全	9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進	○		○	◎
	6 河川とその周辺の緑の保全	10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり	◎		◎	○
	7 街路樹ネットワークの創出	11 潤いをもたらす街路樹の整備			◎	◎
3 まちなみの緑の育成	8 屋敷林、大木の保全	12 屋敷林の保全のための諸制度の活用	◎		◎	○
		13 保存樹木・樹林・生垣のPRと指定の促進	◎		◎	
	9 農地の保全	14 農地保全のための制度の検討と活用	◎	◎	◎	○
		15 相続による農地の減少対策の支援	○	◎ JA	◎	○
		16 空き農地の有効活用	○	○	◎	○
	10 都市公園等の整備・拡充	17 公園の適正管理と再整備	○	○	◎	
		18 都市公園等の整備			◎	○
		19 宅地開発等に伴う公園・緑地の整備	○	◎ D	◎	
	11 公共施設等の緑化	20 公共施設の緑化の推進			◎	◎
		21 市民との協働による歩道や公園等の緑化	◎	○	◎	



基本方針	個別目標	施策	主体◎		関連○	
			市民	事業者	市	都
3 まちなみの緑の育成	12 地域緑化の推進	22 宅地開発等に伴う地域緑化の推進		◎ D	◎	
		23 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ		◎ D	◎	
		24 個人住宅等の緑化の推進	◎	○	○	
		25 緑化重点地区の指定	◎	◎	◎	○
4 水と緑の活用と管理	13 緑の適正管理による質の向上	26 緑の適正管理	◎	◎	◎	◎
	14 生きものの多様性を健全に保つ	27 多様な生きものの生息・生育環境の保全・回復	◎		◎	◎
		28 生態系に配慮した事業の推進		◎	◎	◎
		29 外来種対策の推進	◎		◎	◎
		30 生きもの調査の実施	◎		◎	
	15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進	31 雑木林の活用の推進	◎		◎	◎
		32 親水施設の整備			◎	◎
	16 散策路ネットワークの創出	33 遊歩道の整備・拡充			◎	○
		34 散策路・小河川の周知			◎	◎
	5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	17 市民参加の促進	35 市民参加による公園づくり	◎		◎
36 水と緑と生きものの保全活動の推進			◎	○	◎	
18 環境学習の促進		37 市民のための環境学習の推進	◎	○	◎	
		38 学校における環境学習の支援	◎	○	◎	
19 情報発信の充実		39 水と緑や生きものの情報集積と発信の推進	◎	○	◎	○
		40 水と緑と生きものと人の情報ネットワークの構築	◎	○	◎	○
20 計画の推進体制の強化		41 市民環境会議の充実	◎	◎	○	
		42 環境審議会の提言を生かした計画の推進	◎	◎	◎	
		43 市民の声を生かした計画の推進	◎		◎	
		44 多様な市民活動の支援・充実	◎		◎	
	45 国・東京都・近隣市との連携	○		◎	○	
	46 整備資金（みどりの基金等）の充実	◎	◎ D	◎		
	47 関係規定の適正化			◎	○	

## 11 重点施策

基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」の実現のために「水・緑・人・生きもの」に関わる個別施策を横断的テーマによりまとめ直し、重要かつ緊急性の高いものを重点施策と位置づけ、着実に計画を推進します。

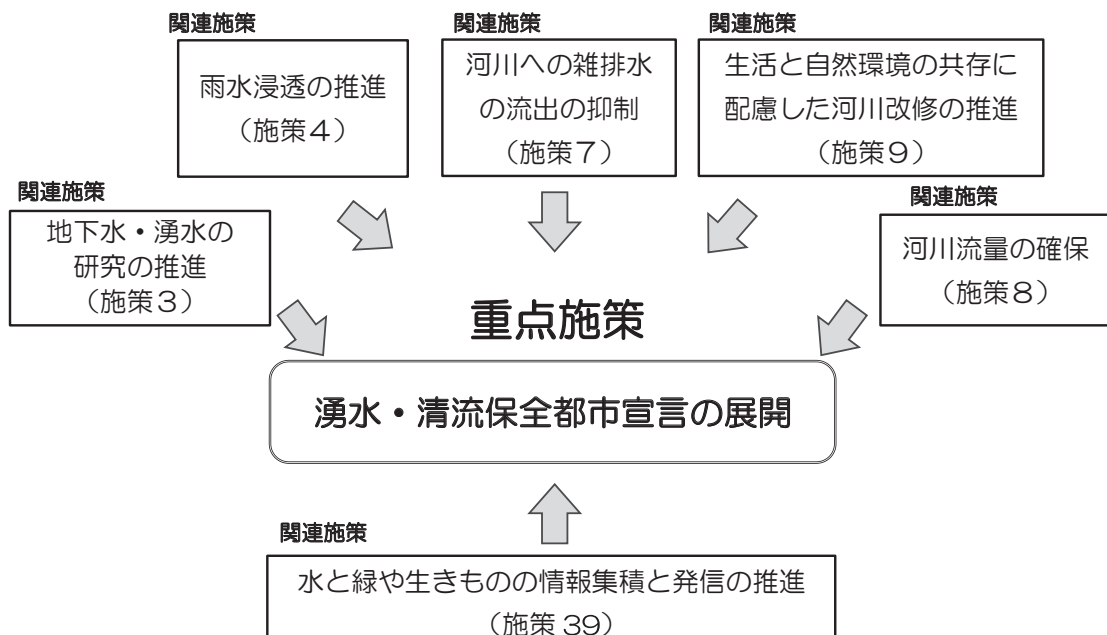
### 重点施策

- (1) 湧水・清流保全都市宣言の展開
- (2) 市民参加の緑づくり
- (3) 緑地保全計画に基づく緑の確保
- (4) 多様な生きものの保全のための施策の充実
- (5) 持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進

#### (1) 湧水・清流保全都市宣言の展開

湧水・清流保全都市宣言のまちとして、湧水地や黒目川・落合川・立野川などの自然環境を保全し未来の世代に引き継いでいきます。

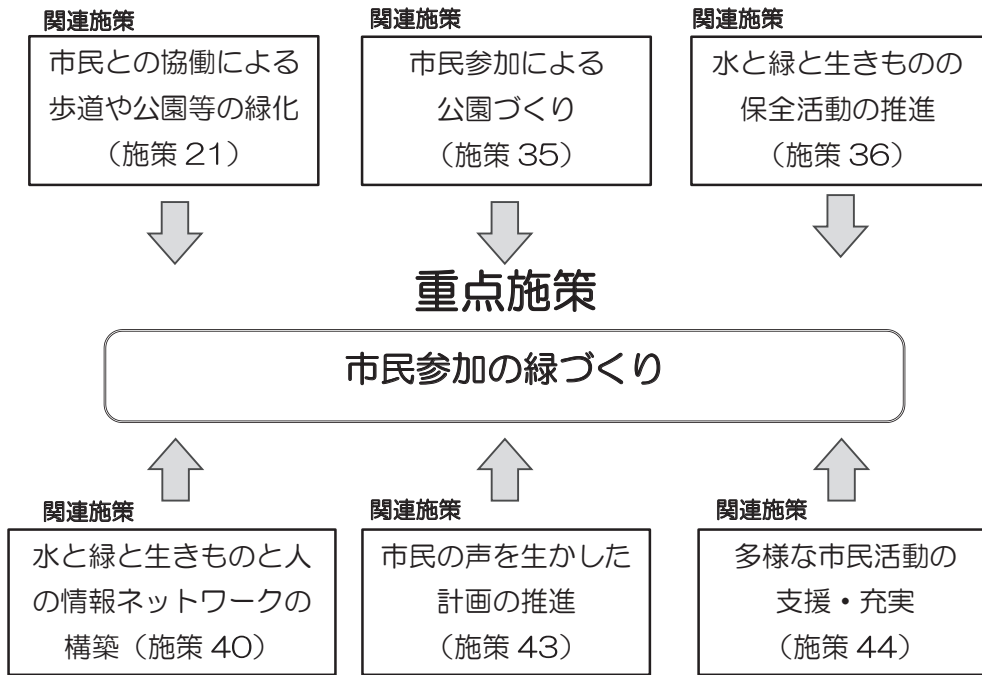
地下水・湧水の研究を進め、雨水浸透の推進・水量減少の抑制といった施策につなげ、湧水を保全していきます。河川水量の確保や雑排水の流出の抑制、河川改修の実施にあたっては、自然環境に十分配慮し施工を行うことにより清流を保全していきます。また、湧水と清流に関わる資料を収集し、その発信を通じて湧水・清流保全宣言都市に相応しい東久留米市の活動を市民のみならず広くPRし、保全のための機運を高めていきます。





## (2) 市民参加の緑づくり

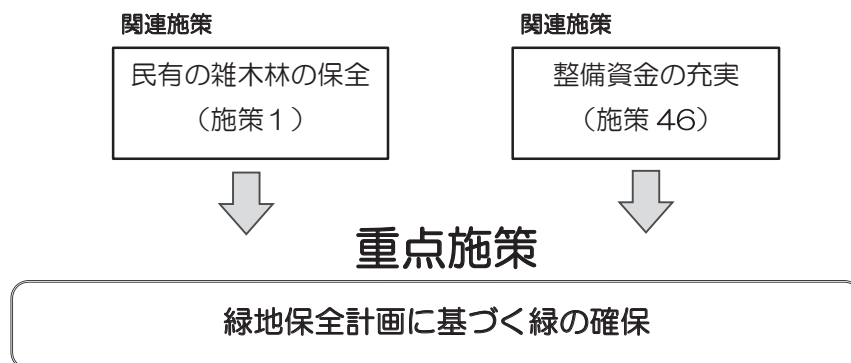
「緑づくり」にあたっては、これまでも道路・公園・緑地・河川等での緑化・保全活動、農業の支援等における市民の参加や市民主体の活動が行われています。市民のさらなる参加も促すために、行政の持つ情報の公開と市民の持つ情報を収集し、水と緑と人の情報ネットワークを構築して活動の基盤を作ります。また、市民活動の継続とさらなる充実を推進するため、その支援を行っていきます。



## (3) 緑地保全計画に基づく緑の確保

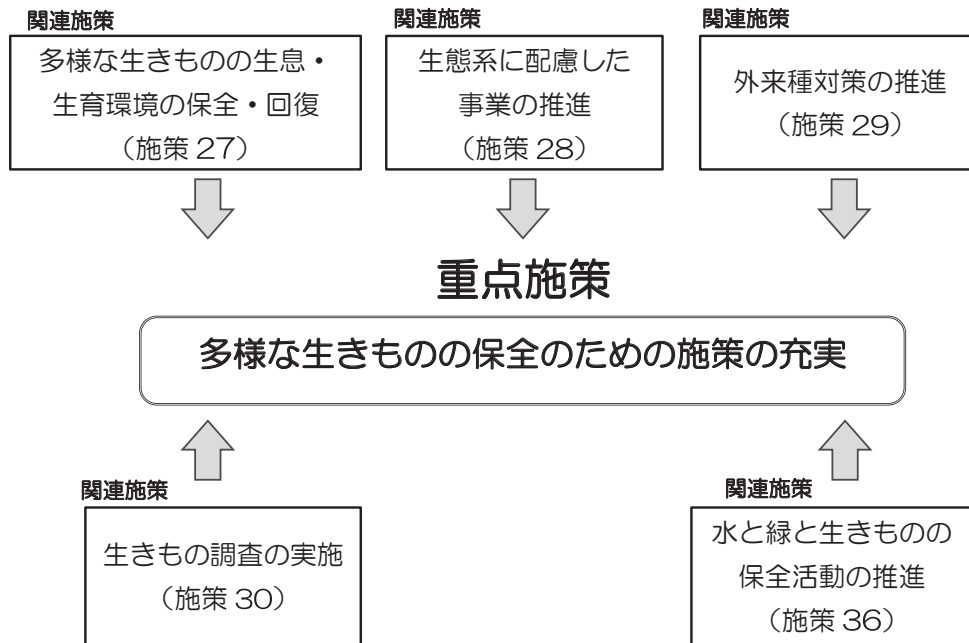
雑木林や農地の減少が続く状況において、保全すべき価値の高い場所を将来に残すために「東久留米市緑地保全計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき都市計画緑地や特別緑地保全地区への指定などの都市計画制度等を用いて、優先度の高いものから用地保全を進めていきます。

また、用地保全のために必要となる整備資金として、みどりの基金の充実や他の財源の検討、そのための制度の運用を検討していきます。



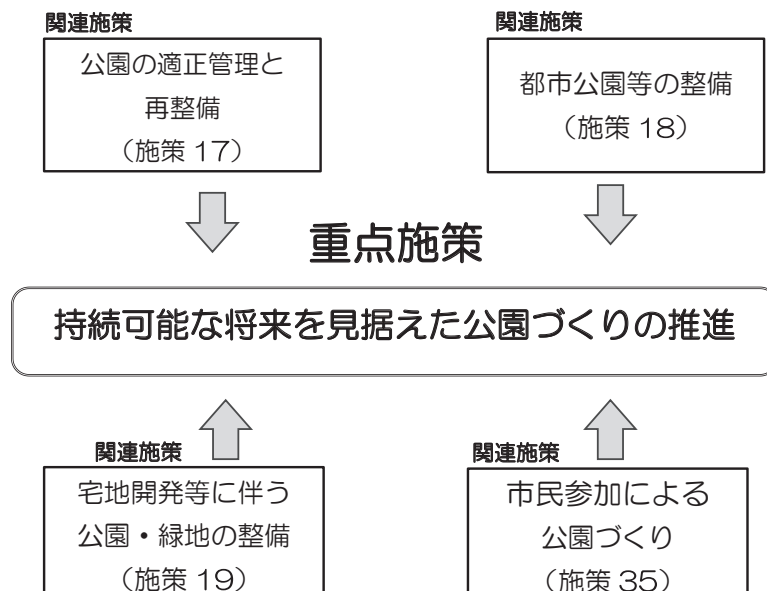
#### (4) 多様な生きものの保全のための施策の充実

多様な生きものの保全のためには、生息域となる水や緑の保全がもっとも重要です。こうした環境を保全するとともに建設事業等においては生きものへの影響に配慮した事業の計画や影響を最小とするような施工方法の検討が必要です。合わせて生物多様性を阻害する外来種への対応や、生きもの調査によるモニタリングに基づく取り組みの推進、市民参加等を促す情報発信の充実が必要です。



#### (5) 持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進

少子高齢化・人口減少の進行とともに、社会の成熟化、価値観の多様化、社会資本整備の一定の進捗等の社会情勢の変化を勘案すれば、将来を見据えた公園づくりに向けては、公園(緑とオープンスペース)が有するポテンシャルを最大限生かすことが必要です。





## 12 計画の推進に向けて

### (1) 計画の推進体制

この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、各主体の役割分担のもとで、この計画の実効性を確保します。また、広域的な視点が必要な取り組み、技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みは、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

#### ① 東久留米市長

東久留米市長は、生物多様性戦略を包括する緑の基本計画を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聴くための諮問を行います。また、計画の内容を市議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

#### ② 東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、緑の基本計画の実現に向けた市民・事業者・行政の協働による取り組みの実施・推進組織であり、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

#### ③ 東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から緑の基本計画に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。

また、環境審議会は、緑の基本計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

#### ④ 東久留米市庁内環境委員会

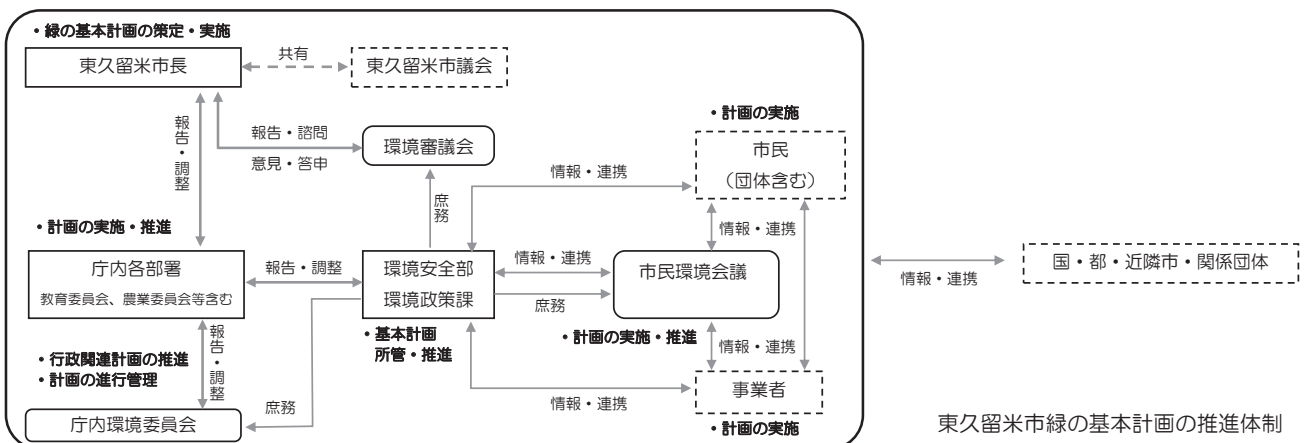
東久留米市庁内環境委員会は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織であり、緑の基本計画の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行いながら、進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

#### ⑤ 庁内各部署

庁内の各部署は、緑の基本計画に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市庁内環境委員会にその結果を報告します。

#### ⑥ 環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、緑の基本計画を推進します。



東久留米市緑の基本計画の推進体制

## (2) 進行管理の基本的な流れ

この計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、また、この計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入し、その仕組みは、P (Plan：計画)→D (Do：実践)→C (Check：点検・評価)→A (Act：見直し)といった「PDCAサイクル」を基本としています。

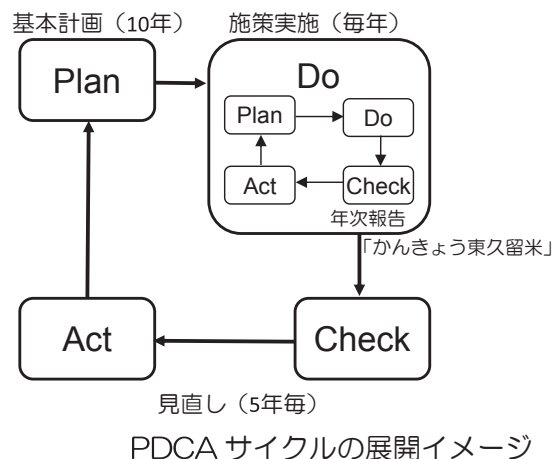
## (3) PDCAの展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。具体的には、前年度の施策・事業の実施結果を年度の前半にとりまとめ、その結果を基に環境審議会が点検・評価(必要に応じ見直し等を意見)し、年度末に「かんきょう東久留米」で、その結果を公表します。

なお、この計画は令和14年度までを計画期間としております。

計画期間においては、農地の宅地化等による緑地の減少と、一方では人口の減少も懸念されており、将来的には土地利用が変化することも想定されます。また、令和2年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められ、近々の改定が見込まれています。

よって、今後の社会経済状況の変化や関連計画などの改定、環境に関する知見の向上、市民や事業者の環境に対する価値観の変化等に適切に対応するため、必要に応じて、適宜計画を見直します。



PDCAサイクルの展開イメージ

## (4) 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、市の上位計画である「長期総合計画」や個別計画である「環境基本計画」等の取り組みや目標値との整合性を図り、「かんきょう東久留米」において点検評価を行っていきます。

次頁の個別目標ごとの点検評価項目に加え、個別目標ごとの取り組み及び優先的に取り組むべき施策について、毎年度点検していきます。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価していきます。



■ 個別項目毎の点検評価項目 ※は市民アンケートによる

基本方針	個別目標	点検評価項目
1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復	1 雑木林の保全	①緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積
	2 湧水の保全と回復	①宅地等における雨水浸透施設の設置基数 ②公共施設における雨水浸透施設の設置基数 ③湧水の研究の進捗状況
	3 拠点となる公園の整備と充実	①都立六仙公園の開園面積 ②調整池・調節池の工事完了後に自然環境に関わる評価項目を別に設定し点検評価を行う。(水質、生物の生息状況等)
2 水と緑と生きものの回廊の形成	4 清流の保全	①河川環境基準項目測定値 ②「河川や水辺がきれい」と感じる市民の割合※
	5 水辺の自然環境保全	①河川改修工事施工前後において水辺の自然環境に関わる評価項目を別に設定し点検評価を行う。(親水施設箇所数、水質、生物の生息状況等)
	6 河川とその周辺の緑の保全	①「住まいの近くで「緑」を感じる場所」において「川沿いの緑」と回答する市民の割合※
	7 街路樹ネットワークの創出	①都市計画道路等整備に伴う街路樹の整備率
3 まちなみの緑の育成	8 屋敷林、大木の保全	①保存樹木・保存樹林・緑地保護区域の指定数 ②保存樹木等PRの実施状況
	9 農地の保全	①生産緑地地区の面積 ②市民農園及び体験型農園の箇所数
	10 都市公園等の整備・拡充	①公園緑地等都市施設とする緑地の市民1人当たりの面積 ②「生活に必要な道路や公園が整っている」と感じる市民の割合※
	11 公共施設等の緑化	①公共施設等の緑化の推進状況 ②市民参加による緑化活動の実施状況
	12 地域緑化の推進	①宅地開発等に伴う緑地設置面積 ②「緑を基本とした景観が保全されている」と感じている市民の割合※
4 水と緑の活用と管理	13 緑の適正管理による質の向上	①管理・整備事業の実施状況
	14 生きものの多様性を健全に保つ	①生きものモニタリング結果 ・市民観察種(毎年調査)の確認状況 ・代表種(毎年調査)の確認状況 ・代表種(5年に1回程度調査)の確認状況 ②特定外来生物把握数 ③全亜鉛、ノニルフェノール、LAS測定値(水生生物保全に係る水質環境基準項目) ④硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、ケルダール窒素の測定値(魚類への影響)
	15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進	①活用推進事業の実施状況
	16 散策路ネットワークの創出	①市内にある散策路の認知度※ ②市内にある河川の認知度※
5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	17 市民参加の促進	①環境関連団体の登録者数 ②日頃から、身近な自然とふれあっている市民の割合※ ③緑の育成・保全活動に参加している市民の割合※ ④水辺や湧水にふれあう活動や行事に参加している市民の割合※ ⑤調査フォームからの市民観察種報告数
	18 環境学習の推進	①学校での環境学習の実施状況 ②環境イベント開催数(うち緑の基本計画関係) ③環境イベント参加者数(うち緑の基本計画関係)
	19 情報発信の充実	①湧水・清流保全都市宣言の認知度※ ②東久留米市の良さ(水や緑といった環境)を知っている市民の割合※
	20 計画の推進体制の強化	①環境審議会、市民環境会議の開催状況 ②整備資金の状況 ③市民活動の支援の状況